

令和 6 年度恩納村持続的な村づくり推進税の 導入検討支援業務

業務実施報告書

はじめに	4
1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整	
(1) 賦課徴収に関する詳細事項の調整	5
(2) 必要に応じた持続的な村づくり推進税の制度設計	5
(3) 使途に関する調整	6～17
2. 観光振興財源に係る導入先行自治体の視察事例調査の実施	
(1) 先行自治体の視察事例調査の実施	18～26
3. 持続的な村づくり推進税の徴収に伴う条例素案等の作成	
(1) 条例案の作成について	27
(2) 条例施行規則案および申請書類等の作成について	28
4. 恩納村持続的な村づくり推進税に係る観光審議会の運営業務	
(1) 検討委員会メンバー	29
(2) 観光審議会の会議開催	30
5. 関連機関との調整	
(1) 沖縄県または関係市町村との意見交換	36～38
(2) 村内観光関連団体等との調整	39～43

(1) 今年度の業務内容について 今年度の業務外観は以下の通り。

項目	取り組み内容	具体的検討事項
【1】 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整	(1) 徴収に関する詳細事項の調整	<賦課・徴収方に関する内容の整理> ● 特別徴収義務者の事務作業 持続的な村づくり推進税の算出方法の整理、事業者登録申請、納入申告方納入義務免除・還付、特別徴収事務交付金の支払い方 等
	(2) 必要に応じた持続的な村づくり推進税の制度設計	<沖縄県の動向を鑑みた制度の見直し> ● 税額の設定について（定率か定額か） ● 課税免除について（料金による課税免除の有無）
	(3) 使途に関する調整	<持続的な村づくり推進税の使途に関する検討・調整> ● 具体的事業の洗い出し 等
【2】 先行自治体の視察事例調査	(1) 先進地への視察実施	<視察する目的> ● 徴収方 行政側の税の徴収事務作業についてヒアリング ● 執行方 使途決定のプロセス、既存観光計画と税の関係性、執行体制 等
【3】 持続的な村づくり推進税の徴収に伴う条例素案の作成	(1) 持続的な村づくり推進税条例の作成	<条例制定における整理事項> ● 目的、税制度の各種項目、使途検討に係る会議体の設置、使途（考え方）、観光計画との関わり方、推進体制の整備と管理、恩納村観光振興、基金条例との関わり 等
	(2) 持続的な村づくり推進税条例施行規則の作成	<条例施行規則における整理事項> ● 用語/宿泊料金の定義、特別徴収義務者の登録、申告納入方法、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請、更正、決定及び加算金額の通知、延滞金の減免申請、納税管理人の申告、賦課徴収 等
【4】 観光審議会	(1) 観光審議会 ※計3回	<開催方針と内容> ● 全体 沖縄県、他市町村の動向報告、視察実施報告、条例案および施行規則の検討 ● 執行方 使途決定のプロセス、観光振興計画との関係性整理、執行体制の整理 ● 徴収方 持続的な村づくり推進税の手引き素案の作成（【3】の（2）の具体的検討事項に係る）
【5】 関係機関との調整	(1) 沖縄県又は関係市町村との意見交換	<実施方針> ● 沖縄県との意見交換 制度設計に関するすり合わせを行うことを目的に開催 ● 市町村との意見交換 沖縄県との協議前に市町村側の意見のすり合わせを行うことを目的に開催
	(2) 村内観光関連団体等との調整	<実施方針> ● 恩納村内観光関連事業者を対象とした意見交換を実施。（徴収内容や使途などを想定）

1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整

（1）賦課徴収に関する詳細事項の調整

特別徴収義務者の事務作業（宿泊税の算出方法の整理、事業者登録申請、納入申告方納入義務免除・還付、特別徴収事務交付金の支払い方等）を検討委員会ならびに賦課・徴収小委員会で検討・整理した。なお、沖縄県の税設計に合わせて適宜設計を行った。

徴収事務の手引き

- ・ 第1章から第6章で構成される手引き
- ・ 特別徴収義務者の登録や申告納入等についてまとめている。

FAQ

- ・ 6項目で構成されるF A Q
- ・ 主に特別徴収義務者を対象としたもので様々な宿泊予約パターンの対応や宿泊税の算出等についてまとめている。

（2）必要に応じた宿泊税の制度設計

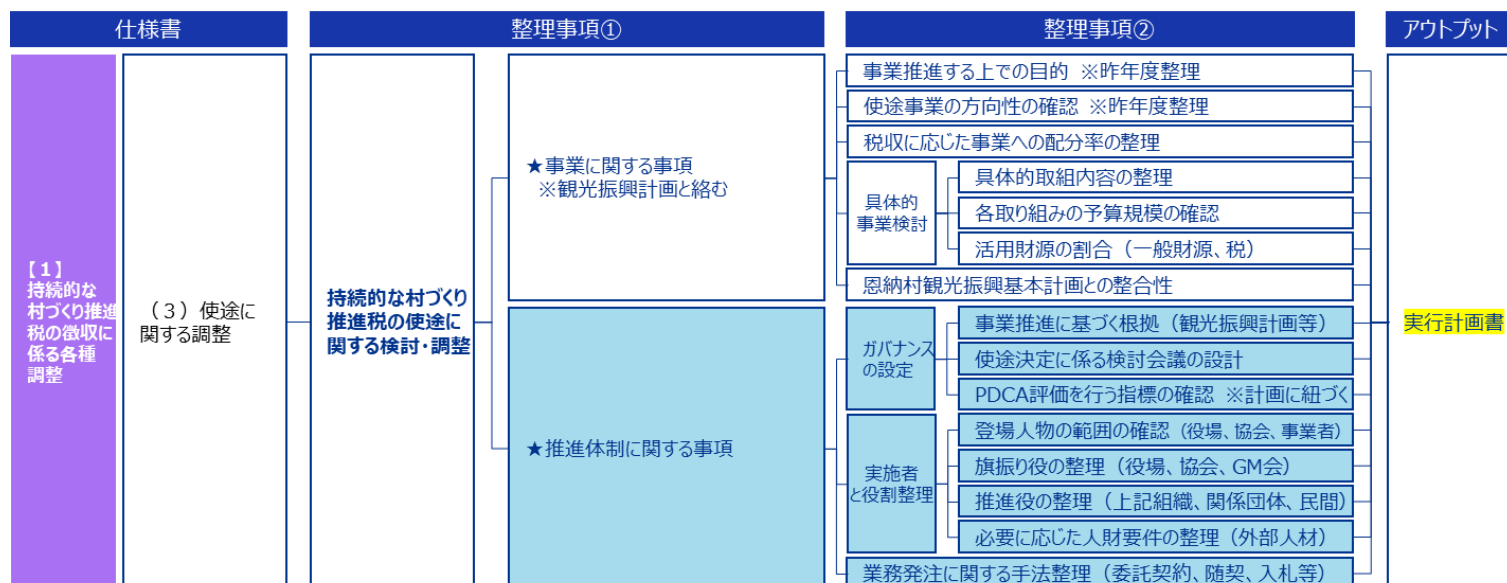
沖縄県の動向や検討委員会を経て恩納村における現時点の制度設計を以下の通り整理した。

検討項目	内容
税導入の目的	➢ 恩納村を、自然環境と観光、そして村民生活が高度に調和した、「世界一サンゴにやさしい村」として、持続的に観光の振興を図り、世界でトップクラスのリゾート地として発展していくことを目指すための費用に充てるため導入する。
想定される税収の使途	➢ 宿泊税であり受益者負担（宿泊者）の考え方に沿って、5つの柱を基に活用する。 － 持続可能な観光地づくり － 利便性・満足度の向上 － 受入体制の充実・強化 － 村民（県民）の理解促進 － 徴収に係るコスト全般
課税客体	➢ 旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業） ➢ 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊
納税義務者	➢ 恩納村内の宿泊施設における宿泊者
徴収方法	➢ 旅館業法第3条第1項の許可を受けた者、住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収
課税標準	➢ 1人1泊当たりの宿泊料金（ただし、宿泊料金100,000円を上限とする）
徴収事務交付金	➢ 徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%
管理・運用方法	➢ 税の公正・中立な活用、効果的な活用を図ることを目的に基金の設置に加え、有識者や行政、関係団体を中心に構成される会議体の設置
課税免除	➢ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行及び当該学校の教育活動に参加しているもの ➢ 前号に規定する当該学校が主催する修学旅行及び教育活動の活動の引率者
税率	➢ 2%
税配分	➢ 沖縄県 2：3 恩納村

1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整

(3) 使途に関する調整

検討委員会ならびに作業部会にて、具体的な使途事業の検討に加え、執行に係るガバナンスの構築に取り組んだ。
なお、観光振興基本計画の刷新も見据えて次年度以降も継続協議を行う。



＜使途事業選定に係る条件について＞

使途事業の抽出については、「サンゴの村宣言に資する取組」、「納税者還元の取組み」を基に、使途事業の柱（5つ）を整理した。

使途事業選定のプロセス



1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整

① 恩納村の使途に関する考え方

恩納村における税収の使途について以下の考え方を整理した。

① 持続可能な観光地づくり

恩納村の貴重な観光資源となっている海洋環境の保護に取り組む意義は大きく、それらを保護するためにはビーチクリーンや海中清掃など直接的な事業はもちろんのこと、サンゴを死滅させ、景観にも影響を及ぼす赤土流出の防止に取り組む必要がある。また、全国でも指折りのリゾートとなっており、トップシーズンには数万人が恩納村に滞在しているため、常に自然災害や感染症によるパンデミックに備え、観光客の安全を確保することが求められる。一方、オフシーズンには、繁忙期との入込の差が大きく、宿泊施設や観光施設の人材確保及び長期的な施設投資を行う余力は多くない。マーケティング機能を向上させ、専門人材を育成することで閑散期委託を図る。

No	項目	事業イメージ
1	村内の自然環境保全	・ グリーンフィンズの導入、村内主要沿道クリーニング、赤土流出防止
2	観光危機管理	・ 災害時の緊急対応、物資の備蓄
3	マーケティングの機能向上	・ マーケティング機能の向上、専門人材の育成
4	高付加価値化の商品開発	・ 村内の飲食・体験サービスの質の向上

② 利便性・満足度の向上

恩納村において、交通基盤の脆弱さが大きい課題となる。観光客や地域住民への利便性向上が求められており、持続的なスマート・エコリゾートを実現するための交通結節点が必要となる。また、村内の移動を車からバス等の公共交通手段へシフトさせていくことで、環境面への負荷を軽減するとともにストレスフリーの観光に寄与することができる。また、村内ホテルの宿泊者に対して、周辺の飲食店や体験ショップ等の優遇サービスを行うことも検討。それにより、村内における観光消費動向などのマーケティングデータの収集にもなる。

No	項目	事業イメージ
1	交通基盤の整備	・ 複合型交通結節点施設の整備、村内循環バスまたはオンデマンドバス
2	観光統計の充実および満足度の向上	・ 村内宿泊客の動態把握及び優遇措置の展開
3	キャッシュレス化	・ 飲食店や体験施設などのキャッシュレス化支援

1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整

① 恩納村の使途に関する考え方

恩納村における税収の使途について以下の考え方を整理した。

③ 受入体制の充実・強化

インバウンド観光客の増加に伴い、村内の各ポイントに多言語の看板設置が求められる。看板の設置により、村内集落への侵入を抑制する効果も期待でき、地域住民の不満を軽減することもできると考える。また、恩納村の主要ホテルの従業員不足による質の低下も懸念され、観光客の満足度を低下させる可能性がある。その背景には、就労環境が改善されず従業員の離職が多いことが考えられる。加えて、専門学校や大学と連携した観光産業の奨学金制度の創設やインターン制度等への取組も考えられる。

No	項目	事業イメージ
1	村内のサイン等の多言語化	・ 村道へのサイン設置、情報提供の充実
2	人材確保・育成への取り組み	・ 託児所や従業員の居住地等の設置支援 ・ 専門学校や大学と連携した奨学金制度など
3	救急医療の取り組み	・ 観光客等における医療需要調査など
4	ダイバーシティの取り組み	・ 多国籍人材の受入、LGBTQ

④ 村民（県民）の理解促進

交通渋滞や自然環境への影響に加えて、昨今は民泊の増加による不満の声が大きい。違法民泊が多いことや騒音被害、ごみなどの放置などもあり、観光客と地域住民との間に溝が生じ始めてきた。リゾート地でもあるものの、地域住民の中には、観光で恩恵を受けていないと感じる方も多いため、観光振興と住民生活の融和を図る施策を展開することが持続的な観光振興にもつながると考える。

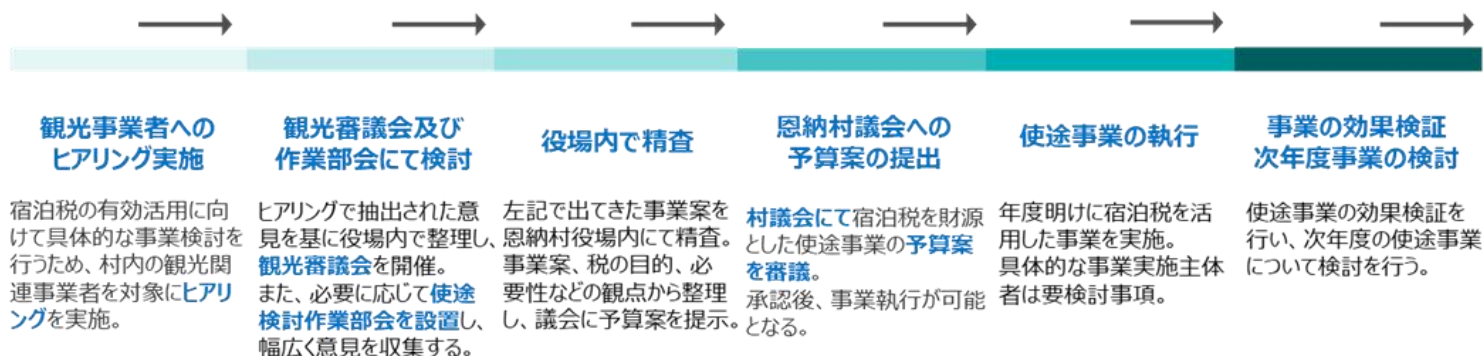
No	項目	事業イメージ
1	民泊の対策	・ 違法民泊・騒音・ゴミ問題
2	マナー周知	・ インバウンド観光客へのマナー周知
3	観光意識調査	・ 村民を対象とした意識調査の実施
4	観光産業のキャリア教育	・ 村内の児童生徒を対象とした観光産業に関する教育を実施

1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整

使途決定までの流れ

宿泊税においても使途事業の執行には議会の承認が必要となるが、より実効性のある観光振興のためには観光事業者からの意見が重要と認識。

※各項目の実施時期は要調整



観光事業者からの意見収集の意図

透明性の確保	観光事業者からの意見収集や事業検討に至るまでのプロセスにおいて、宿泊税の税収や使い道の透明性を確保することができると認識。
観光事業への充当	観光振興は担当の認識によって広義的となる場合が多く、観光振興を目的とした財源として“観光事業”以外の利用を抑制することができると認識。
地域一体となった観光振興	地域の観光競争力を維持・向上させるためには、地域の観光事業者とともに協力を行うことが求められる。そのため、観光振興に求められる取組（事業）の主体者として参画頂けると認識。

使途事業選定のプロセス



1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整

＜会議体のあり方＞

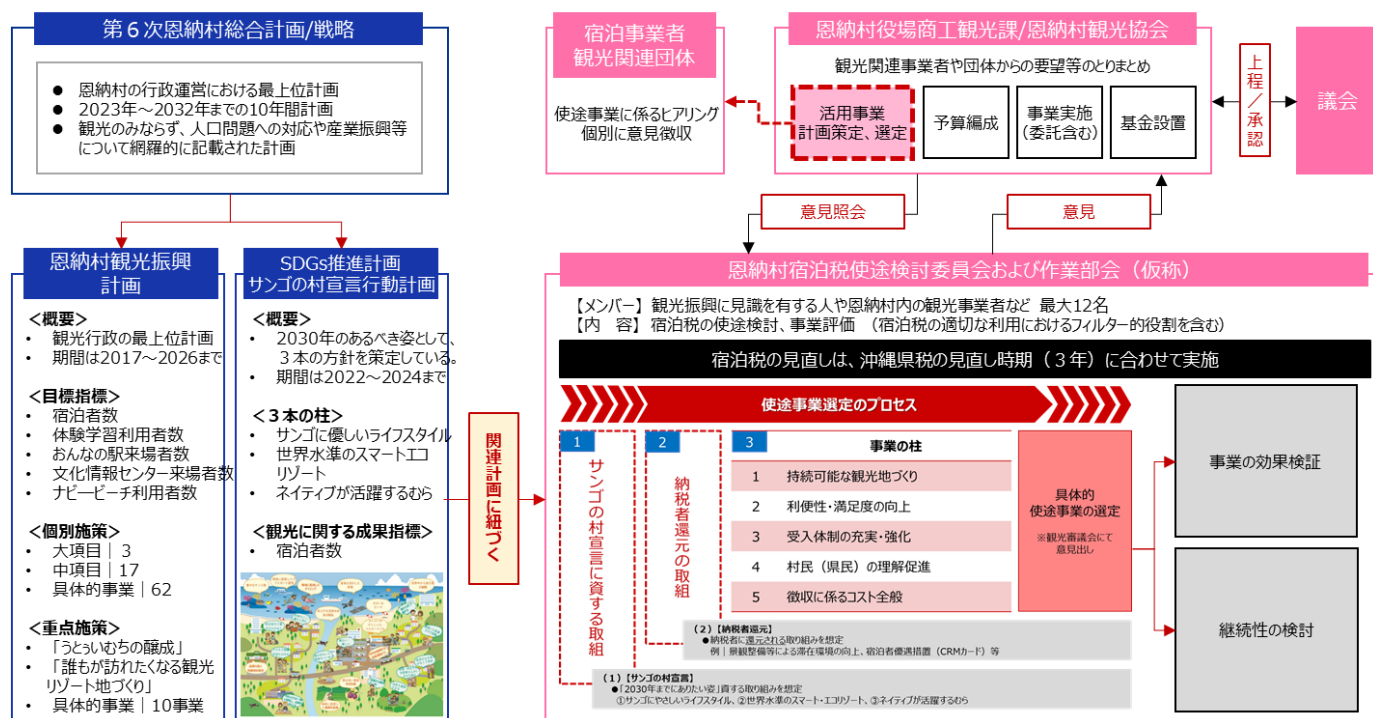
使途事業の検討を行う会議体として宿泊税活用等検討会議（仮称）を立ち上げることで整理した。

使途を検討する会議として**恩納村宿泊税使途検討委員会（仮称）**を設置する想定。また、宿泊税使途検討委員会に紐づく形として**恩納村宿泊税使途検討委員会作業部会（仮称）**を設置する想定。以下の項目とその内容案についてご意見を頂きたい。

	検討委員会の内容	検討委員会作業部会の内容	補足
開催目的	宿泊税を活用した観光事業の評価や検証を行うとともに、次年度の宿泊税の活用に関する意見出しを行うことを目的とする。	次年度の宿泊税の活用に関する意見出しを行うことを目的として、現場で求められている取組を抽出することを目的とする。	—
開催時期	開催時期は要調整	開催時期は要調整	- 議会への予算要求のタイミングを考慮 - 必要に応じて前倒しでの開催も検討
参加者	最大15名で構成 - 観光振興に見識を有する人 - 恩納村観光協会 - 恩納村OTF会所属関係者 - 宿泊施設 - 観光施設 - その他宿泊施設 - ゴルフ場関係者 - 交通関係事業者 - 恩納村商工会 - 恩納村漁業協同組合 - 地域関係者 - 農業関係者	※各組織の実務者で構成 - 恩納村観光協会 - 恩納村OTF会 - 宿泊施設 - ゴルフ場関係者 - 観光施設 - 交通関係事業者 - 恩納村商工会	- 恩納村の観光に関わる関係者を中心に構成 - 二次交通など恩納村の観光課題の解決に資するステークホルダーも構成員に入れることも検討 - 検討委員会においては恩納村OTF会は最大6名を想定。 - OTF会からは宿泊施設の他、ゴルフ関係者、観光施設の方に参画いただく事を想定
検討内容	- 観光事業の執行状況の共有 - 宿泊税の使途事業（案）	宿泊税の使途事業（案）	- 予め整理した使途事業選定に係る目的や条件等を基に事業の検討を行う。 - 事業の必要性や予算額の妥当性等についても意見 - 観光事業の評価・検証は第三者によるモニタリングを設けるか否かを要検討。
権限	事業予算化に向けた参考意見の抽出	事業予算化に向けた参考意見の抽出	最終的な予算決定は村議会となるため、ここでの意思決定は行わず、次年度の効果的な宿泊税の活用に向けた意見抽出までを範囲とする。
開催頻度	1～2回程度	1～2回程度	必要に応じて複数回の開催も検討。

使途決定に関する根拠

- 使途事業について、中長期的な計画に基づいて展開していくことが好ましいと考える。
- その具体的計画は、恩納村総合計画（戦略）、SDGs推進計画/サンゴの村宣言行動計画、第3次恩納村観光振興計画に紐づく形で整理することで、より実効性のある観光事業を展開したい。
- また、宿泊税が将来にわたって「観光事業」に充当される仕組みとして当該計画に紐づく事が重要と考える。



1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整

<事業推進体制の整理について>

使途事業の推進体制について次年度も継続協議とし、以下の考え方で整理した。

【事業推進体制の整理について】

- ・ 恩納村における観光競争力の向上を図る上では、今後も多様な関係者を巻き込みながら強力に観光推進を図る中核組織が重要である。
- ・ その中核組織には、恩納村観光協会が挙げられ、それを支える形でOTF会や商工会、観光関連事業者が関わっている。その観光振興の指針となる現観光振興計画については、第2回の審議会でアップデートの必要性が挙げられている状況にある。
- ・ また、実質的には恩納村観光協会が担っている中核的な役割だが、当該計画においては、恩納村の観光振興の中核的役割として具体的な組織の明記はなく、誰が何を担うかが不明瞭な書きぶりとなっている。
- ・ それらの状況を踏まえ、今後も恩納村の観光の質を高めていくにあたり、旗振り役を観光協会が担う形で体制整備を進めていき、次年度以降も継続協議として機能強化に向けた取り組みを進めていきたいと考える。

観光推進母体（実施主体者）としての機能

- ・ 観光を推進していく中核組織が、「地域経営機能」「組織運営機能」「営業機能」を具備することが好ましいと考えるが、抜け漏れや不要だと思われる事項等があればご意見を頂きたい。
- ・ また、これらの機能をどうすれば補完できるのかを次年度以降の継続協議としたい。（経営計画的な要素）

地域経営機能	関係者と合意形成を図り進めていくための機能
組織運営機能	観光地経営主体として成立するための機能
営業機能	恩納村の観光を売り込むための機能

戦略の実行

戦略に基づき、地域の関係者・団体と役割分担を行い、実行に移している

戦略の策定

恩納村が向かうべき方向性（戦略）を示している

地域全体での合意形成/ガバナンス

中核組織が中心となって地域の関係団体の意見を吸い上げることできる

持続可能な資金確保

司令塔として組織を運営していくため運営費用（補助金確保、宿泊税等の自主財源等）の確保ができています

地域課題の抽出・分析

評価・検証を踏まえ、地域全体の課題を抽出し、地域に対して提言できる

観光地としての“恩納村”の認知

恩納村が観光地として認知・ブランド化されている

広域での情報発信

ターゲットに対して、恩納村の魅力について情報発信ができています

自主事業の実施

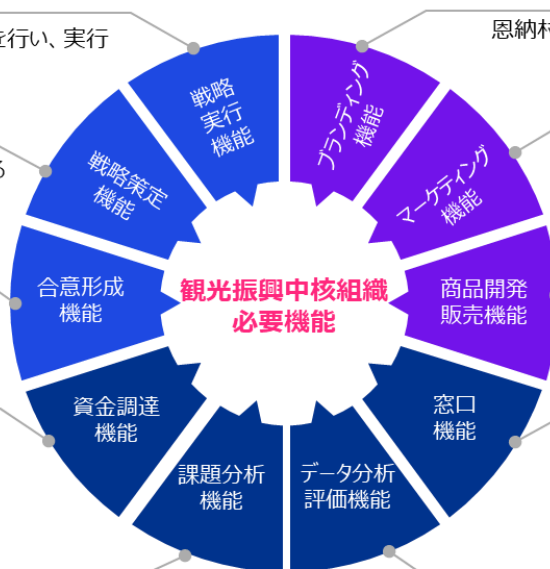
- ・ 地域の高付加価値化に資する支援や販売を行っている
- ・ 観光客の二次交通を担っている

ワンストップ機能の付与

- ・ 観光客のみならず、旅行会社やメディア、その他関連企業等と連絡調整ができています
- ・ 役場や県（OCVB含む）、国との連絡調整ができています

情報収集・評価検証

観光関連データを収集しそれを根拠に事業の効果検証ができる



1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整

<予算の組み方に関する考え方について>

税収のうち、基金やコストに積み立てる事で整理した。

事業区分の観点



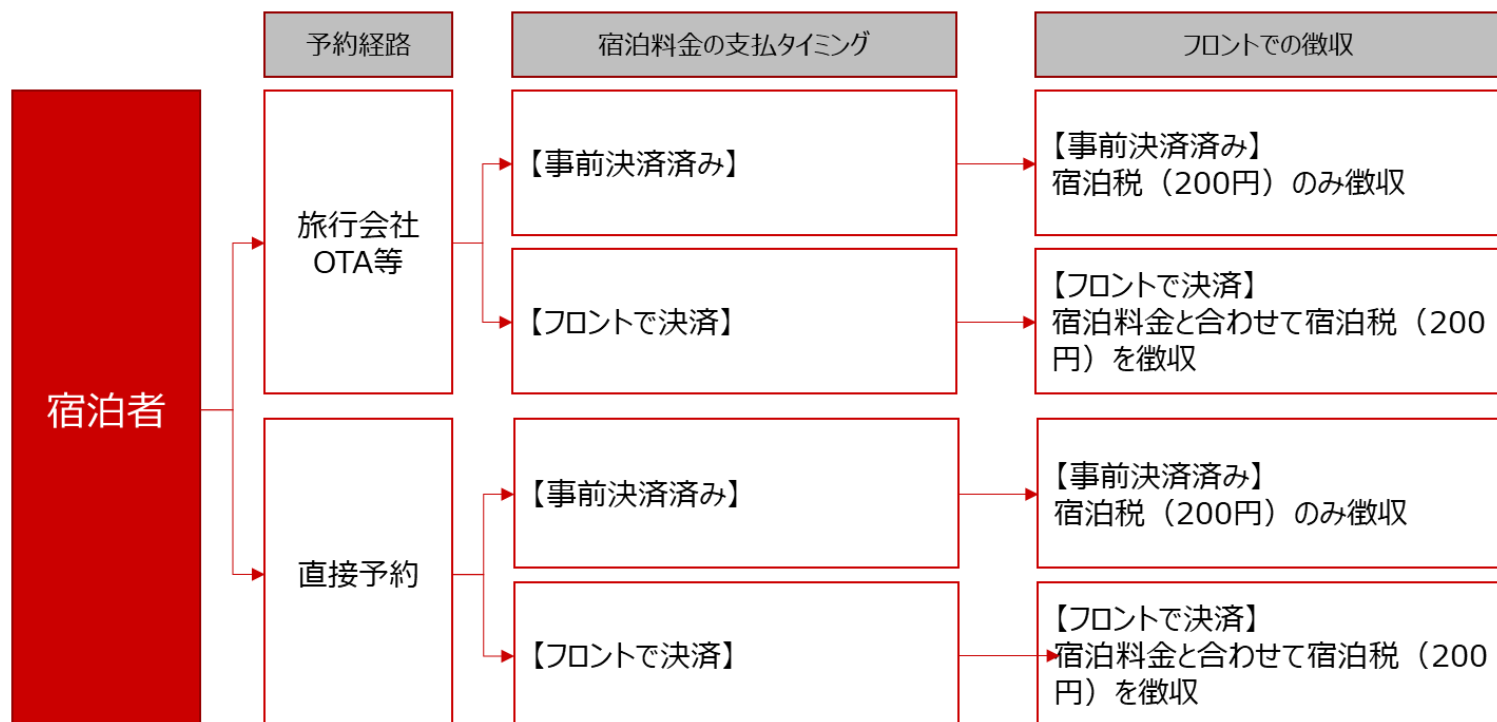
1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整

<定率制による徴収の仕方>

定率制による徴収方法について他地域の事例を参考に整理した。※次年度も沖縄県と要協議事項

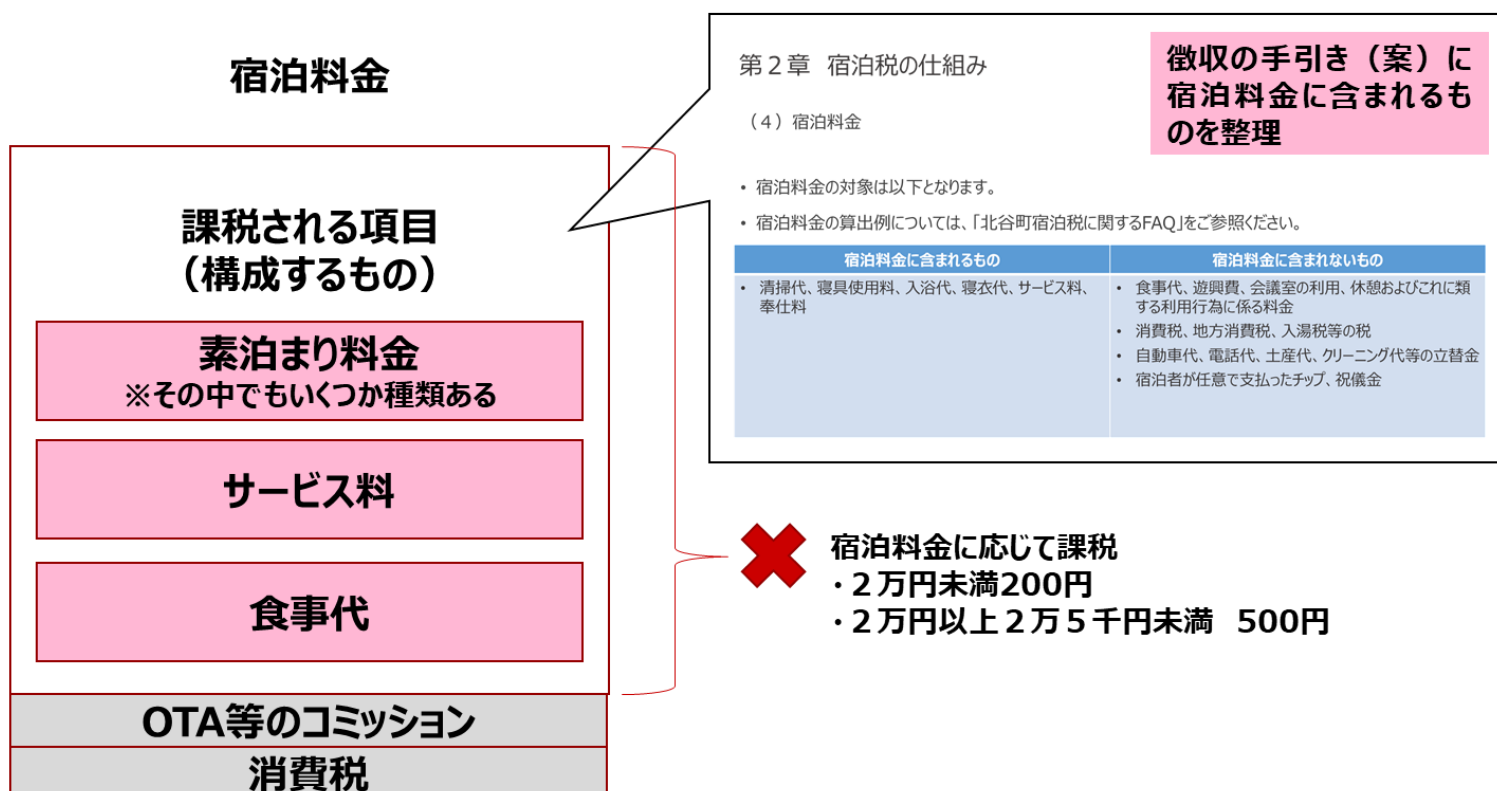
定額制は事前決済の有無にかかわらずフロントで徴収される

- 国内の多くの導入自治体では、宿泊税を徴収するタイミングはチェックイン時に徴収されるパターンが多い。
- その場合、既に宿泊料金をWeb上で済ませていたとしてもフロントで税分を徴収される。なお、旅行者を通した予約であった場合でも同様となる。



一般的な定額制による税の徴収は外税として徴収

- フロントでチェックインする際に徴収されるため、基本的には宿泊料金に対して外税として徴収される。



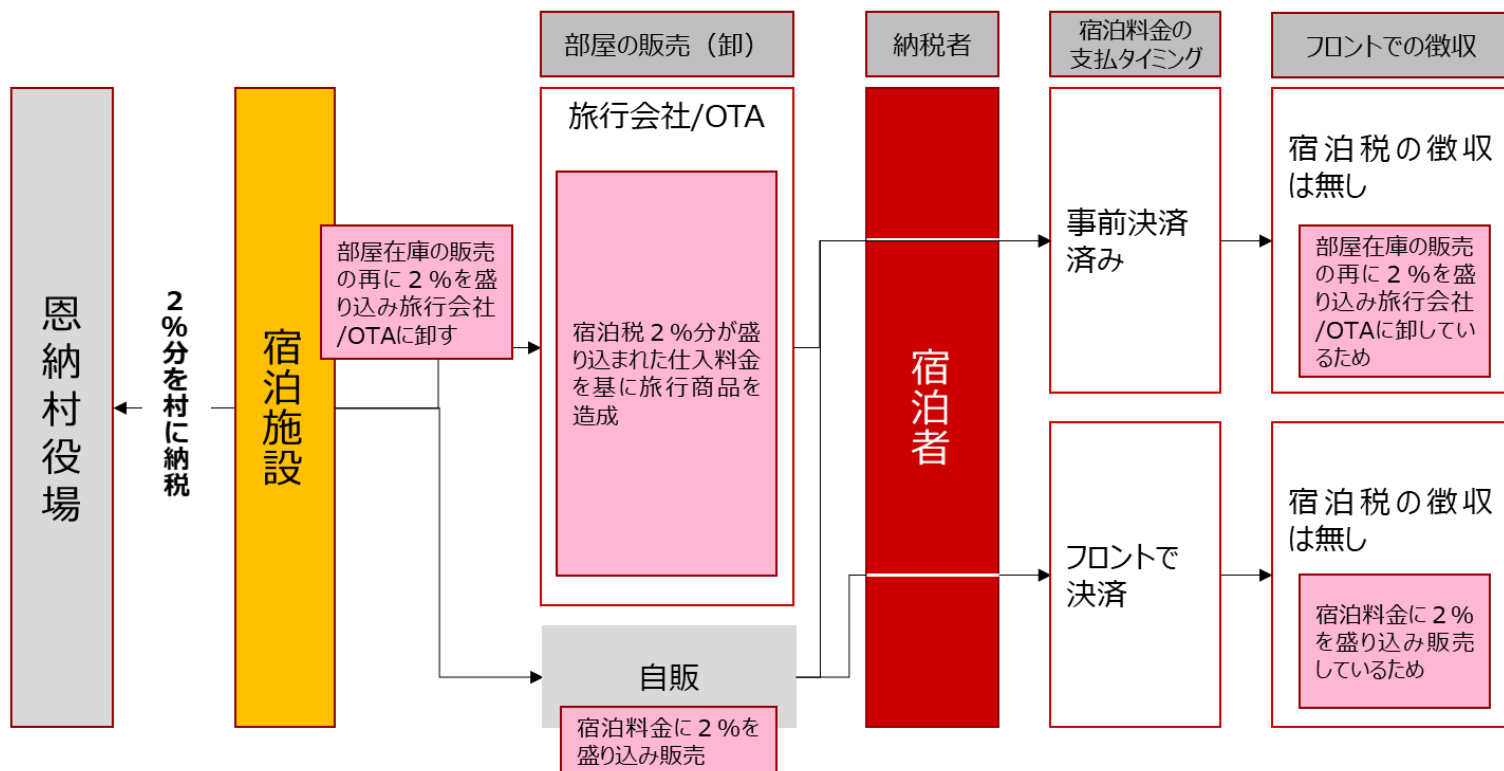
1. 持続的な村づくり推進税の徴収に係る各種調整

<定率制による徴収の仕方>

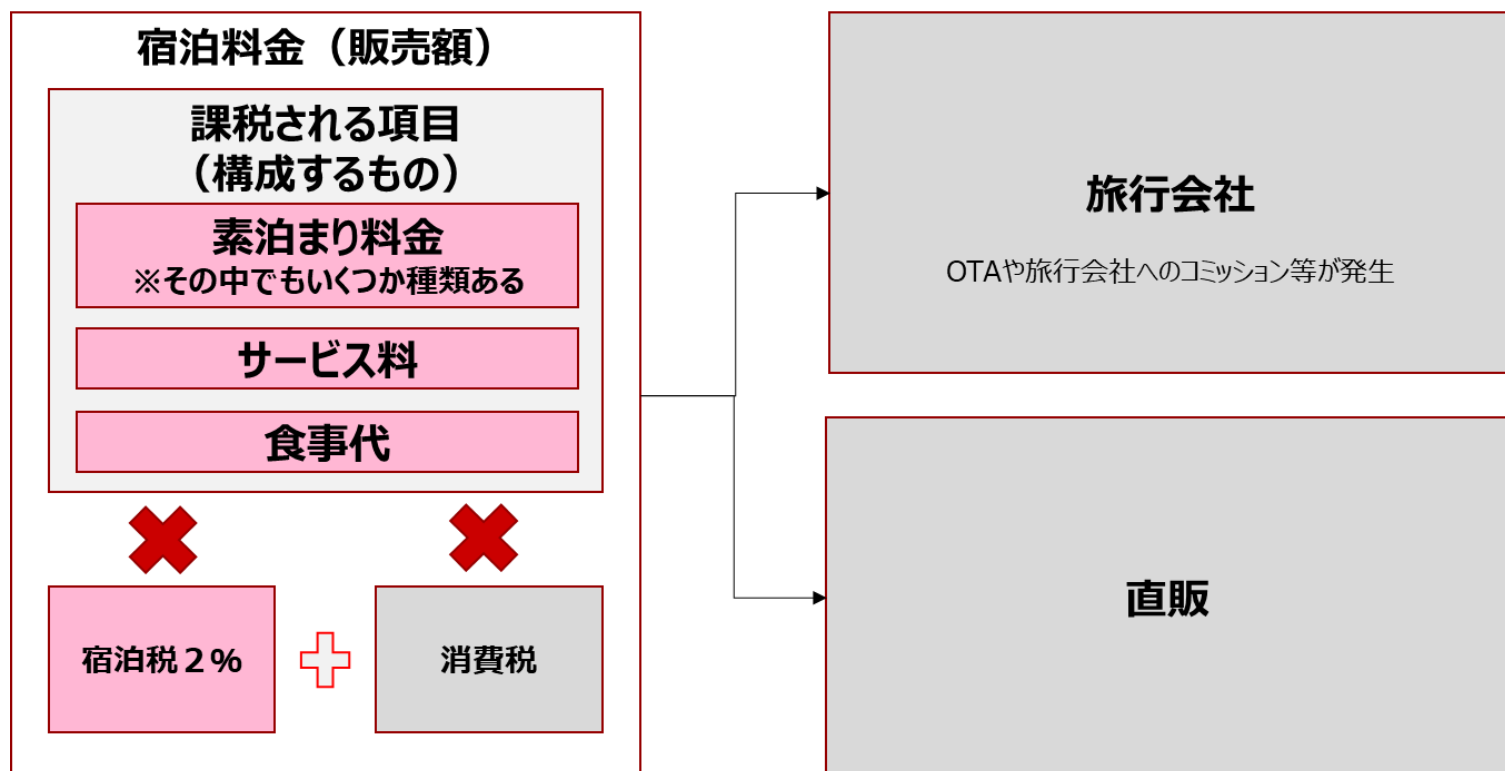
定率制による徴収方法について他地域の事例を参考に整理した。※次年度も沖縄県と要協議事項

定率制の徴収は部屋在庫の商流段階で料金に入れ込む形が理想

- 定率制の場合、フロントでの徴収も可能であるが定額制に比べて細かな額になる（10円単位）可能性が高く、フロントでの徴収が煩雑となる懸念がある。また、旅行会社等が造成するパッケージでの販売とした場合、素泊まり料金が見える形となるため外税での徴収は難しい。
- そのため、定率制での導入には、宿泊施設が旅行会社等に部屋を販売する卸料金に2%を含めた形で販売することで、徴収事務の煩雑さや料金の見える化を避けることができる。



宿泊料金



2. 宿泊税導入先行自治体の視察事例調査の実施

(1) 先行自治体の視察事例調査の実施

先進地の視察として、長崎市および北九州市の視察を行った。また、賦課徴収に関する「徴収方」と使途に関する「執行方」それぞれに聞き取りを行った。

項目	内容
目的	宿泊税導入先行自治体を視察し、導入までに取り組むべき事項や導入後に見えてきた課題等について事前に把握することにより、各市町村で円滑な宿泊税制度導入及び効果的、適切な執行につなげることを目的とする。
視察実施日	2024年8月26日（月）～8月28日（水）
参加者	- 恩納村 観光課職員（2名）、税務課職員（2名） - 本部町 観光課職員（2名）、税務課職員（1名） - 北谷町 観光課職員（2名）、税務課職員（3名）、企画財政課職員（2名）
訪問先別の目的	【長崎市】 - 現在、宿泊税導入市町村では直近の市町村であり、徴収事務交付金以外で特別徴収義務者に負担軽減の支援を行っていることや危機対応を想定した基金設置等が参考となる。 ○観光部局 基金の設置と運用方法、活用のガバナンス、民を中心とした税の活用（民間の位置づけ方法や合意形成等） ○税務部局 市単独の事務徴収、特別徴収義務者への負担軽減策及び配慮 ○企画財政 一般会計、入湯税との区分に係る事項等 【北九州市】 - 現在、都道府県と市町村で併徴している自治体は福岡市（県）のみであり、県との徴収事務区分や税の配分など沖縄県において参考となる。 ○観光部局 税配分率の考え方、宿泊税活用に関するガバナンス総務省との協議時期、協議内容 ○企画財政 一般会計、入湯税との区分に係る事項、新規・拡充と既存事業の棲み分け等

2. 観光振興財源に係る導入先行自治体の視察事例調査の実施

<長崎市税務課 視察メモ>

質問	回答
① 宿泊税導入前後における税務組織・人員体制はどうか。	導入前【令和3年度】 ・ 収納課 部長級 専任0名 兼務1名 → 部長級 専任0名 兼務1名 - 課長職 専任0名 兼務1名 → 課長職 専任0名 兼務1名 - 係長職 専任0名 兼務1名 → 係長職 専任0名 兼務1名 - 担当 専任0名 兼務1名 → 担当 専任0名 兼務1名 導入後【令和5年度・6年度】 ・ 市民税課 課長職 専任0名 兼務1名 → 専任0名 兼務1名 - 係長職 専任0名 兼務1名 → 専任0名 兼務1名 - 担当 専任1名 兼務0名 → 専任1名 兼務1名 ※会計年度任用職員1.5名
② 宿泊税収入はどれくらいか	・ 令和5年度申告額 297,285千円（11か月分） ・ 令和6年度予算 325,216千円（12か月分）
③ 人件費、システム機器等の徴収コスト年間事業経費（税収入に占める割合含む）はいくらか。	・ 令和5年度申告額 21,687千円（11か月分） ・ 令和6年度予算 12,694千円（12か月分）
④ 徴収事務の流れはどのようなものか	・ 申告納入 → 調定・収納消込
⑤ 徴収事務の課題などはあるか	・ 導入して1年4か月が経過したが、特別徴収義務者登録申請書を未提出の方がおり、いまだに連絡が取れないこと
⑥ 特別徴収義務者数はどのくらいか	・ 212件（旅館業法事業者193件、住宅宿泊事業法事業者19件） ※令和6年8月22日
⑦ 特別徴収に係る事務負担軽減のために配慮している取組はあるか	・ システム整備費補助金（令和4年度のみ）、電子申告の導入、報奨金の交付など
質問	回答
⑧ 特別徴収義務者への税務上の実地調査を行ったことはあるか	・ 宿泊税導入後の状況等についてヒアリングを行っている。帳簿等の確認は行っていない。
⑨ 宿泊税特別徴収事務報奨金制度の内容と実績はどうか	・ 宿泊事業者の経費負担の軽減及び納期内申告納入の意欲の高揚を図り、宿泊税の特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的とし、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を宿泊事業者に宿泊税特別徴収事務報奨金を交付する。 ・ 実績は口座の登録があった事業者に納期内申告納入の2.5%を交付
⑩ システム整備費助成制度の内容と実績はどうか	・ 宿泊税の導入に伴う宿泊事業者の事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、宿泊事業者のシステム整備を支援し、令和4年度に予算の定める範囲内において補助金を交付した。 【補助の内容】 補助率 2分の1 補助限度額 50万円 補助対象経費 既存のレジシステムの改修、新たなレジシステムの構築、ハードウェア・ソフトウェアの購入 実績 補助金執行額合計 8,864千円 補助金申請施設数 39件
⑪ 納税義務者（宿泊客）からの要望等はあるか	・ 特になし
⑫ 特別徴収義務者からの要望などはあるか	・ 納付まで電子で行いたいという要望があった。 ※令和5年10月からeLTAXで対応

2. 観光振興財源に係る導入先行自治体の視察事例調査の実施

<長崎市観光課 視察メモ>

質問	回答
① 宿泊税を活用した事業決定に係る会議体はあるか。会議体の役割、位置づけについて。	・ 宿泊税を活用した事業の決定に係る会議体はない。 ・ ただ、観光関連団体（宿泊事業者、交通事業者、旅行代理店、お土産屋）を対象に、宿泊税の活用に係るヒアリングを行ったり、長崎市観光・MICE振興審議会にてご意見を伺ったりはしている。
② 事業選定にあたり、行政、民間からの意見集約は実施しているか。その対象はどうか。	・ 宿泊税導入前は、観光関連団体より、まずは訪問客の呼び込みに予算を使ってほしいと声があった。年に1回程度観光関連団体（宿泊事業者、交通事業者、旅行代理店、お土産屋）の方にヒアリングを行っている。また、令和6年度は、宿泊事業者を対象にアンケートを実施し、活用事業についての意見等も聴取したところである。 ・ 行政については、全庁あて宿泊税の方針に沿った該当事業がないか照会をかけ、当課にて内容を精査している。
③ 予算要求から議会上程までの流れについて	・ 【予算編成時】 宿泊税収見込みを計上、税収見込みを上限に該当事業に財源充当 ⇒ 予算委員会にて上程 ・ 【年度中】 宿泊税納付、事業実施 ・ 【決算時】 宿泊税収額の確定、宿泊税活用予定事業の事業費確定 宿泊税充当 ⇒ 決算委員会にて報告
④ 宿泊税の活用に係る民間の位置づけはどう整理しているか。また、合意形成はどうしているか。	・ 何か特別に組織体制があるわけではないが、年に1回程度観光関連団体の方へ宿泊税の活用に向けたヒアリングを行っており、活用事業検討の参考としている。
⑤ DMOや民間事業者への補助はあるか。ある場合は、どういった位置づけで補助しているのか。	・ DMOや民間事業者への補助はない。ただ、長崎市の事業をDMOに委託している分があるので、その分については委託費として支出しており、委託費の財源の一部に宿泊税を活用している。
質問	回答
⑥ DMOの計画と観光振興計画との整合性はどうか整理しているか。	・ 「長崎市観光・MICE戦略」に基づく具体的な事業計画である「長崎市版DMO事業計画」を策定し、各種事業の進行管理の徹底を図っている。
⑦ 事業実施後の効果検証は行っているか。どのような手法で実施しているのか。	・ 効果検証については、その検証結果を観光関連団体はじめ市議会へも報告する必要があると認識している。しかしながら、導入当初（令和5年度や6年度）については、観光関連団体との意見交換のなかで、訪問客呼び込みに重きを置いてほしいとの声をいただき、プロモーションに多く活用していたことから、その効果をどのように表現すべきかを現在、検討中である。効果検証については、市議会にも5年度の決算報告と合わせて示すこととしており、その後、長崎市観光・MICE振興審議会や観光関連団体への報告、ホームページへの掲載などを行う予定である。
⑧ 使途について、観光振興計画との整合性や考え方はどのように整理しているのか。	・ 「長崎市観光・MICE戦略」内の4つの基本方針に紐づく事業において、「訪問客への還元」という宿泊税の基本方針に基づき、宿泊税を活用し効果的な施策を行うことにより、宿泊者の増加、宿泊税の増収、新たなサービスの提供という好循環を生み出すということで整理している。
⑨ 基金の設置理由と基金の運用方法について	・ 震災や新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により急激に減少した観光需要の回復を図るための緊急的に実施する観光キャンペーン事業や、西九州新幹線の全線開通といった社会情勢の変化による効果を最大化するための観光需要喚起事業等に要する経費の財源として確保しておく必要があるため、設置している。 ⇒ 目標額の5億円に達するまでは、毎年定額（5,000万円）を積み立てる。基金を一括で積み立てないのは、訪問客への還元事業を実施しながらの財源確保としたかったから。
⑩ 総務省協議について、どの程度整った状態で始めたのか。	・ 宿泊税条例の制定を議会に諮るタイミング（R4.2）で、総務省に情報共有を行った。

2. 観光振興財源に係る導入先行自治体の視察事例調査の実施

<長崎市観光課 視察メモ>

質問	回答
⑪ 宿泊税は入湯税に係る観光振興策について同棲み分けしているのか。	入湯税においては、宿泊と日帰りで税率の区分（宿泊150円、日帰り30円）を設けており、宿泊税の創設によって、宿泊の入湯者に新たな負担が生じることについて、議論が必要であったが、入湯税と宿泊税は用途、目的、課税客体などが異なる点、市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることは適切である点などを考慮し、宿泊税導入に伴う入湯税の制度改正検討は行わないこととした。
⑫ 事業の財政査定についてはどのような仕組みとなっているか。	訪問客への還元となる5つの柱に沿った事業を各課から回答いただき、当課にて内容を精査したうえで、財政課には共有するが、宿泊税充当に係る査定を受けるわけではない。
⑬ 宿泊税を活用してハード整備はしているか。	基本的にはソフト事業への活用となるが、バリアフリー化事業や、ユニークベニュー活用、夜間景観整備といった比較的少額なハード整備も実施予定。起債までは想定していない。

<長崎国際観光コンベンション協会 視察メモ>

質問	回答
① 宿泊税の用途決定について、長崎市とどのようなかわり方をしているか。	用途決定についてはDMOは絡んではないが、長崎市から観光関連事業者に対しヒアリングが行われている。
② 協会が宿泊税を活用して実施した事業者あるか	長崎市における令和6年度投与予算宿泊税充当額見込みは、325,216千円となり、そのうちDMOが実施するものは充当額の76%（247,103千円）となる。具体的にはサステナブルツーリズムの推進事業やプロモーション、観光案内所運営費等に充当されている。
③ 長崎市より宿泊税を活用した補助金などを受けたことはあるか。その内容は何か。	補助金ではなく、業務委託として活動している。
④ 協会における観光振興に係る計画を作成しているか。当該計画と宿泊税を活用する事業および長崎市の観光計画との整合性はどうか。	長崎市が政策立案と基盤整備を行い、DMOはマーケティングやマネジメントの役割整理を行っている。DMO自らでDMO事業計画（市の総合計画および観光・MICE戦略に紐づく）を策定し、市の承認を経て事業活動を行っている。
⑤ 宿泊税を活用した事業の決定に係る会議体はあるか。どのようなプロセスで決定しているのか。	DMO事業計画に関する検討委員会として、DMOが主催する「長崎市DMO推進検討委員会」で意見聴取を行う。その後、計画および事業執行の承認・終了後に市が主催する「長崎市観光・MICE振興審議会」にて事業評価と改善等を行う。
⑥ 事業選定にあたり、民間側からの意見集約は行っているか。また、どのような手法で行っているか。	観光関連事業者へのヒアリングで意見集約を行い、上記会議体での検討を経て事業計画を決定する。
⑦ 宿泊税を活用した事業の実施後、効果検証を行っているか。どのような手法で実施しているのか。また、公表しているか。	⑤の回答と同様 - 宿泊税を活用した事業に特化した効果検証は行っていない。

2. 観光振興財源に係る導入先行自治体の視察事例調査の実施

<北九州市観光課 視察メモ>

	質問	回答
1	宿泊税を活用した事業決定に係る会議体はあるか。会議体の役割、位置づけについて。	北九州市宿泊税条例に基づき、施行後3年を経過したR5年に有識者による検討会を行い、条例の施行状況や今後の宿泊税の在り方、使途について検討を行った。
2	事業選定にあたり、行政、民間からの意見集約は実施しているか。その対象はどうか。	- 民間側は、有識者検討会にて、使途の方向性について観光関連事業者や市民からの意見を聴取した。その後も、宿泊事業者を中心に意見交換等の場を適宜設けている。 - 行政側は、毎年度観光課を中心に、関連部署と共に宿泊税充当事業の選定を行い、最終的に財政と調整して決定している。
3	予算要求から議会上程までの流れについて	通常の予算要求と同じ
4	宿泊税の活用に係る民間の位置づけはどう整理しているか。また、合意形成はどうしているか。	北九州市観光振興プランにおいて、その推進体制として観光関連事業者、DMO、行政などが連携していくこととなっている。また、R5年宿泊税検討会でも観光関連事業者の意見を聴取した。また、市民に対しては、パブリックコメントを募集した。
5	使途を決定する上でのプロセス、ガバナンス等において、課題や対応策はあるか。	前述の北九州市宿泊税検討会で取りまとめた「北九州宿泊税の在り方」に明記している。
6	DMOや民間事業者への補助はあるか。ある場合は、どういった位置づけで補助しているのか。	補助は無し
7	民間側の計画と観光振興計画との整合性はどのよう整理しているか。	観光事業者、DMOなど関連団体とは観光施策のすり合わせなどを適宜行っている。
	質問	回答
8	事業実施後の効果検証は行っているか。どのような手法で実施しているのか。	次年度予算の検討等の際に事業ごとに実施している。公表はしていない。
9	使途について、観光振興計画との整合性や考え方はどのように整理しているのか。	- 観光振興計画は、「北九州市観光振興プラン」に定めている。 - 宿泊税の使途の大まかな方向性にちいては、「北九州市宿泊税のあり方について」で、北九州観光振興プランに基づく施策に充当すると定めている。
10	事業を執行していくうえで、基金設置の必要性を感じたことはあるか。	ない
11	総務省協議について、どの程度整った状態で始めたのか。	福岡県と宿泊税の使途や課税要件の検討、アンケート調査等を基に福岡市と合意（令和元年8月16日）し、同年9月に市議会による条例可決。その後、総務省へ協議書を提出（同年10月4日）し、同年11月15日に総務省の同意を得る。
12	宿泊税は入湯税に係る観光振興策について同棲み分けしているのか。	入湯税は観光事業に充当していない。
13	事業の財政査定についてはどのような仕組みとなっているか。	宿泊税を財源としているかどうかによって、仕組みは変わらない
14	宿泊税を活用してハード整備はしているか。	新規、拡充分については、宿泊税の充当を行えるようにしている。起債の可否については、事業ごとに今後検討する。

3. 持続的な村づくり推進税の徴収に伴う条例素案等の作成

(1) 条例案の作成について

税条例の作成について、税制度の内容や徴収に係る取り決めとまとめた。

用語の定義や特別徴収義務者の登録、申告納入方法などをまとめた。

条項及び見出し	条文概要
第1条 宿泊税	自然環境と観光、そして村民生活が高度に調和した「世界一サングと人に優しい村」として、持続的な観光の振興を図り、世界でトップクラスのリゾート地として発展していくことを目指していくための費用に充てるため、地方税法に基づき宿泊税を課する。
第2条 定義	「旅館業、住宅宿泊事業法、宿泊施設、宿泊、宿泊料金」の各用語を定義
第3条 納税義務者	本村の宿泊施設の宿泊者に対して課税する。
第4条 賦課徴収	宿泊税の賦課徴収については、法若しくは地方税法関係法令又はこの条例に定めるもののほか、村税条例の定めるところによる。
第5条 課税免除	- 学校教育法に規定する学校（大学生を除く。）が主催する修学旅行に参加している者又はこれらの引率者 - 外国教育施設が県内の学校の学生等との交流を目的に計画・実施する旅行に参加している者又はこれらの引率者 - その他村長が必要と認める者
第6条 課税標準及び端数計算	1人1泊当たりの宿泊料金（ただし、当該宿泊料金10万円を上限とする）
第7条 税率及び税額の端数計算	定率2%（村税率1.2%及び県税率0.8%の合計税率）など
第8条 税率及び税額の端数計算	宿泊税の徴収は、特別徴収の方法による。
第9条 特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業法を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
第10条 特別徴収義務者の登録等	(1) 旅館業等を営もうとする者の申告 (2) 証票の交付、掲示 (3) 異動の申告（1）に異動があった場合 (4) 営業休止、再開、廃止の届出
第11条 納税管理人	特別徴収義務者が村内に住所を有していない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるために、納税管理人を定め、村長に申請し、承認を受けなければならない。
第12条 申告納入	毎月末日までに、前月の初日から末日までの分の納入申告書を町長に提出し、納入金を納入しなければならない。また、一定の要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入も可とする。
第13条 更正又は決定の通知等	村長は法第733条の16の規定により宿泊税に係る更正又は決定を下場合は、直ちにその旨を記載した通知書を送付しなければならない。
第14条 不足金額等の納入の手続き	地方税法の規定に基づく不足金額及び延滞金、仮称申告加算金、府申告加算金額、重加算金額の通知を受けた場合の納入期限及び納入方法
第15条 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除	天災等により徴収不能となった場合に、還付・納入義務の免除ができる。
第16条 特別徴収義務者の帳簿の記載義務等	帳簿の記載は、①記載事項（宿泊年月日、宿泊者数、課税対象となる宿泊者数、宿泊税額など）、②保存期間（納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から5年）とすることの定め
第17条 帳簿及び書類の電磁的記録による保存等	帳簿の全部又は一部について、電子計算機を使用して作成する場合には、帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に還ることができることの定め
第18条 帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等	帳簿の全部又は一部について、電子計算機を使用して作成する場合には、帳簿に係る電磁的記録の備付け及び電磁的記録の電子計算出力マイクロフィルムによる保存をもって備付け及び保存に還ることができる事の定め
第19条 村税に関する法令の規定の適用	備付け及び保存が行われている帳簿等の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは、村税に関する法令の規定の適用をみなすことの定め
第20条 間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税	夜間執行の制限を受けない等の地方税法の規定を適用する法定外目的税であることの定め
第21条 恩納村行政手続条例の適用除外	宿泊税の賦課徴収に関する処分その他公権力の行使に当たる行政指導に係る同条例の規定の運用については、村税条例の例による。
第22条 規則への委任	条例の施行に関し必要な事項（細目的事項）を、規則へ委任することの定め
第23条 帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪	1年以上の懲役（拘禁刑）又は50万円以下の罰金に処する。
第24条 納税管理人に係る不申告に関する過料	納税管理人が正当な理由がなく申告をしなかった場合は、10万円以下の過料を科する。

3. 持続的な村づくり推進税の徴収に伴う条例素案等の作成

(2) 条例施行規則案および申請書類等の作成について

税条例施行規則の作成について、税制度の内容や徴収に係る取り決めとまとめた。
用語の定義や特別徴収義務者の登録、申告納入方法などをまとめた。

見出し	条文概要
第1条 趣旨	・ 恩納村宿泊税条例の施行に必要な事項を定める旨を記載
第2条 定義	・ 規則で使用する用語の定義
第3条 宿泊料金	・ 課税する宿泊料金の取り扱いについて記載
第4条 特別徴収義務者の指定の通知	・ 特別徴収義務者に対する通知について記載
第5条 特別徴収義務者の登録等	・ 特別徴収義務者の登録に必要な書類について記載
第6条 納税管理人の申告等	・ 納税管理人の登録に必要な書類について記載
第7条 申告納入の方法	・ 申告納入に必要な書類について記載
第8条 申告期限の特例の要件等	・ 申告期限の特例に関する内容の記載
第9条 更正及び決定の通知等	・ 宿泊税更正・決定通知について記載（地方税法第733条に基づく）
第10条 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等	・ 納入義務の免除に関する書類について記載
第11条 帳簿及び書類の電磁的記録による保存等	・ 条例16条及び17条に規定する関係帳簿、書類の保存方法について記載
第12条 更正の請求	・ 宿泊税更正に関する書類について記載
第13条 附則	・ 納入申告やそれに係る書類の提出期限等について記載

<申請書類及び通知書等>

様式	書類名	様式	書類名
第1号	宿泊税特別徴収義務者指定通知書	第13号	宿泊税合算申告納入承認通知書
第2号	宿泊税特別徴収義務者申請書	第14号	宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認申請書
第3号	宿泊税特別徴収義務者証	第15号	宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認・不承認通知書
第4号	宿泊税特別徴収義務者異動届出書	第16号	宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認取消書
第5号	宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書	第17号	宿泊税更正・決定通知書
第6号	宿泊税納税管理人申告書・承認申請書	第18号	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書
第7号	宿泊税納税管理人承認・不承認通知書	第19号	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除決定通知書
第8号	宿泊税納税管理人選任免除認定申請書	第20号	宿泊税更正請求書
第9号	宿泊税納税管理人選任免除認定・不認定通知書	第21号	宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用に関する承認申請書
第10号	宿泊税納入申告書	第22号	宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用に関する承認通知書
第11号	宿泊税納入書	第23号	宿泊税の令和〇年度における申告納入期限の特例に関する申請書
第12号	宿泊税合算申告納入承認申請書	第24号	宿泊税の令和〇年度における申告納入期限の特例適用者指定通知書

4. 恩納村持続的な村づくり推進税に係る観光審議会の運営業務

(1) 観光審議会の開催実績

年間を通して、計3回の関連会議を開催した。

会議日付	内 容
第1回観光審議会 2024年9月24日	報告事項 沖縄県の動向報告、先進地視察の実施報告 説明事項 今年度の検討事項および取り組みについて 使途に関する検討について
第2回観光審議会 2024年11月21日	報告事項 沖縄県の動向報告 説明事項 本税の名称について 賦課徴収に関する流れについて 使途に関する検討について
第3回観光審議会 2025年3月10日	報告事項 沖縄県の動向報告 説明事項 使途に関する検討について 恩納村観光目的税のとりまとめ（暫定版）

(2) 観光審議会メンバー

No	所 属	氏 名
1	公益財団法人日本交通公社 理事 兼 観光研究部 部長	山田 雄一
2	恩納村商工会 会長	平安名 盛智
3	恩納村区長会 代表	仲村 兼富
4	一般社団法人恩納村観光協会 会長	宮崎 るみ子
5	恩納村企画課恩納通信所 返還地プロジェクトマネージャー	高嶺 晃
6	恩納村漁業協同組合 参事	仲村 英樹
7	沖縄かりゆしビーチリゾート オーシャンSPA 総支配人	椎本 泰隆
8	リザンリーパークホテル谷茶ベイ 副社長	森 正人
9	ホテルみゆきビーチ 代表取締役	大城 保二
10	シェラトン沖縄サンマリーナリゾート 総支配人	久物 宏基
11	HIYORI オーシャンリゾート沖縄 総支配人	石栄 良二

4. 恩納村持続的な村づくり推進税に係る観光審議会の運営業務

(3) 検討委員会開催メモ

①第1回検討委員会

- ・ 沖縄県は徴収した宿泊税を「導入をする市町村」または「導入しない市町村」に関係なく、均等に分配する考えと聞いている。実際のところどうなのか。
- ・ 沖縄県は導入可否に関係なく宿泊税を1：1の割合で分ける想定を持っている。ただ、独自導入を検討している市町村については、宿泊施設が多いことやそれに伴う現場での課題も多いため、1：3の割合で求めていると考えている。
- ・ 使途に関する論点が設定されているが、宿泊事業者としては定率か定額かは大きなポイントとなっている。第1回観光審議会においてもGM会からは定額での導入について意見させてもらったが、そこは今後議論されていくのか。または、この場では定率を前提に使途の話を進めていくのか。
- ・ 定率となった場合には、現地での徴収は難しいと認識している。そのため関係団体には流通段階で入れ込むことができない場合には定率制での導入は厳しいと伝えている。ちなみに昨年度に取りまとめた書類については、定率制と定額制の併記をしている。また、観光審議会において恩納村として定額が良いか否かの議論をしたとしても最終的に沖縄県の制度に合わせることになるため、そこに従わざるを得ない状況と考えている。そのような状況もあるため、自分たちの意思が反映できる使途について議論した方が良いという事務局の判断かと推察する。
- ・ 使途案や決定の考え方について良く整理されていると認識する。その上で、使途事業が決まり、誰が実施していくのか検討することになると思うが、これは商工会や観光協会に業務委託するような流れとなるのか。
- ・ まだ業務委託方式とするか否かについては調整がされていない。使途が決まったとしても誰が実施できるのかを含めて検討していくことになるが、仮に観光協会が事業実施できる体制が整っていれば、依頼することになると思われる。ただ、役場や商工観光課だけではできない事業も出てくるとされる。例えば、景観形成については、農林の方をお願いするという可能性も考えられる。その方法論についてはこれからの議論になると認識している。
- ・ 内地では入湯税の徴収が行われており、市町村によって税額が変わるところもある。そのため事業者は所在地によって徴収内容が調整されるということがあるためシステム上で対応することになる。ちなみに京都市が宿泊税を導入するまでは、宿泊予約システムはオプションとして改修業務を受けていたとようだが、京都市が入れ始めたタイミングから改修作業も込みで対応する流れとなっている。先ほども話した通り、定率での導入を進めるのであれば流通段階で入れ込んだ設計にしないと難しいと伝えており、それ加味されず宿泊施設に押し付けることがあった場合には、私も定率制での導入は反対である。
- ・ 唯一、定率制で導入している倶知安町は、販売価格の中に税分を含んで販売しているため、現地で「宿泊税」として別出しでの徴収は行っていない。入湯税は別で徴収しているが、宿泊税については2%が含まれているといった表現のみで、具体的にいくらなのかを明示することは求められていない。ただ、倶知安町の場合には、沖縄に比べてパッケージ商品は少ないため、いずれにしても沖縄で定率制を進めるにあたっては、その仕組み構築は大きな仕事になると思われる。

4. 恩納村持続的な村づくり推進税に係る観光審議会の運営業務

②第2回検討委員会

- ・ 沖縄県は税率2%での導入かつ上限額を設定することとなり2000円の線が出てきた。恩納村においては配分が大きく関わってくるが、最終的には市町村側が3、沖縄県が2ということになった。沖縄県としてはこれから議会での調整が入るためこのまま導入されるかは分からないが、一定の方向性が見えてきており、かつ見直しは3年後に設けらるとなった。
- ・ 恩納村の場合、恩納村役場が県税分も収受と納付することになる。一方で導入しない市町村については、沖縄県税事務所に収めることになる。導入しない市町村への分配について、人口割や宿泊施設の数等を参考に割合を決める可能性もある。また、沖縄県税として預けた税収の使い道として、全県的に取り組む内容についても恩納村も含めて取り組むよう要請を出している。
- ・ 1人1泊に対して課税することになるとなるが、無償で宿泊する子どもの場合は課税対象となるのか。これは沖縄県と整理をしていくことになろうと思う。ただ、現時点で細かく設計されていない可能性があるため、こちら側からいくつかのパターンについて話をしておく必要がある。
- ・ この流れを見たところ、ホテルが実質値上げしなければいけないだろうなという懸念がある。恩納村が独自課税することで隣の読谷村よりも税率分高くなるのは懸念している。また、旅行会社によって宿泊税の取扱はバラバラであるため、国や県レベルで統一したやり方を整理して頂く必要があるのではないかと。
- ・ 課税標準について、パーパーソンなのかパールームなのかによって大きく変わる。施設側の処理や旅行会社との取引にも関わるため、パールームの方がやりやすいと思うがいかがか。
- ・ 同意である。沖縄県に対しても同様に話をしているが現状、パーパーソンとなっている。今日頂いたご意見を基に沖縄県に対して話をしていくことになる。沖縄県がそこまで検討しているか分からないが、食事つきの場合はどのタイミングで課税するのかを整理する事になる。
- ・ 助成金の項目がないのは気になる。ホテルによっては緊急避難場所となっているが備蓄品はそこまで蓄えていない。そういったものに使えるような助成金があると助かる。
- ・ そのような取り組みについては、計画にどう落とし込んでいくのかということになろうかと思う。今日は宿泊税を使うということについて、基本的なよりどころは観光振興計画ということで問題ないか合意を図りたいと思う。一方で計画をアップデートする必要がある。
- ・ 昨今、オーバーツーリズムの話をよく聞く。宿泊税収をオーバーツーリズム対策に充当することも必要だと考えている。
- ・ 計画をどのようにアップデートしていくのがポイントになると思う。コロナを経て、オーバーツーリズムが大きな問題となっている。併せて人出不足の話もあり、住宅価格が高くなると従業員が住みにくくなり労働者が減るといった構図が生まれかねない。そういった観点でのアップデートは必要になってくると思う。
- ・ 宿泊税の使途は基本的に観光振興計画に紐づくとしながらアップデートをしていくことが必要と思われる。考えたとして、宿泊税は育てていける税制である。恩納村の観光競争力をいかに高められるのかをみんなで考え、結果税収が上がることに繋がる。
- ・ 税を使って観光競争力を高め、同じ目標間で取り組んでいく事が重要だと認識している。官民の連携によって、恩納村の観光振興に取り組んでいく事が出来れば良いのではないかと。そのような体制づくりも考えていけると良い。
- ・ 一番大切なのは人材だと思う。税収の使い道として人材育成に使うことは可能なのか。
- ・ 非常に重要な指摘だと思う。恩納村としてざっくりと観光情報を収集しているが、その角度を高めることと、それをお金に換えられるような企画を考えられる人材を育てていくことが必要だと思う。

4. 恩納村持続的な村づくり推進税に係る観光審議会の運営業務

③第3回検討委員会

- スケジュールについて、徴収が10月ことから開始となると思うが、使途の検討については今年の夏から始まるのか。
- 基本的にはそのような形となる。2026年度の予算の検討について、秋頃には検討が始まる予定である。
- 使途を決めるのは観光中核組織という認識で良いか。
- 立ち上げを想定している検討委員会で使途を考えることになる。
- 定率制での導入について北海道の一部地域のみとなっているため、徴収のイメージはない。当初の会議からその意見を出しているが、結果、沖縄県がそのように方針出したことでそれに倣って取り組むことで受け止めている。また、徴収については労力がかかるため、いかに人材の確保していくのかを考えなければいけない。
- 税として自主的に徴収するということは、県からの補助金や交付金でないことは大きな意味を持つ。沖縄県の税収は市町村に配分するという指針を出しているが、これはどのように配分されるのかはまだ展開されていない。紐づきで出される可能性や部屋数に応じた配分がなされるのかは不透明である。その上で、恩納村で宿泊税を構えることは自分達で使い方を決められることとなる。それからこの税収はお客様が来続けられるということはずっと発生する税収となる。今あった人材育成については長期的に実施する必要があるが、オフシーズンに教育プログラムを組むといった形も可能となる。
- 作業部会の設置について、現場の意見を収集するということであれば開催時期は再考頂きたい。現在は繁忙期である7～8月頃となっているため、現場のスタッフを出すことは難しい。
- 交通結節点の複合型施設のイメージを教えて頂きたい。バスターミナルのようなものをイメージしている。恩納村では二次交通は重要な課題であるため、そのあたりの対策は行ってきたいと考えている。観光客でレンタカーを運転しない人が増えていると認識している。また、村民が買い物する際にも村外へ出る事もあるため、両方で使える形が出来れば良い。
- 使途については観光振興計画と整合性を図るということだが、作業部会に提示する前にこの計画を整理した上で作業部会を開催する必要があるのではないかと。絞り込んだうえで使途を検討できるようにして頂きたい。
- 宿泊税の使途について旗を振る役として観光協会があるが、企画立案や執行については専任の方が2～3名がいないと難しい。そういった人材を確保できるようにする必要がある。
- ホテルと連携してビーチ管理を行っているが、宿泊税の使い道として砂を入れるなどの対応ができるのか。
- 今のような取り組みも検討していく必要がある。景観づくりも観光振興には必要だと考えている。その方向性を検討するための検討委員会だと認識している。
- それらの取組を行うにあたり、村の条例や法律などがネックとなる。その上で、恩納村を特区指定いただかないと税を効果的に使えないのではないかと。その観点も含めて検討頂きたいと思う。

5. 関連機関との調整

(1) 沖縄県または関係市町村との意見交換

沖縄県との意見交換は1回実施した。
主に税率に関する考え方について意見交換を行った。

沖縄県との意見交換

項目	内容
当日の議題	・ 沖縄県の制度方針に関する共有 →税率設定の考え方 →税額の上限額 →県と市町村の税配分
開催日	・ 2024年11月13日（水）15:00~16:00
参加者 (沖縄県)	・ 沖縄県観光政策課 課長以下数名 ・ 沖縄県税務課 課長以下数名
参加者 (市町村側)	※順不同 ・ 恩納村役場 商工観光課、税務課 ・ 北谷町役場 観光課、税務課 ・ 本部町 企画商工観光課、住民課 ・ 石垣市 観光課 ・ 宮古島市 観光課

5 市町村との意見交換

項目	内容
当日の議題	・ 沖縄県の動向報告 →税収の使途について →税率設定のあり方について →課税免除について →県と導入予定市町村の税率・税配分 ・ 先進地視察の内容報告 →北九州市、長崎市の内容報告
開催日	・ 2024年9月6日（金）16:00~17:00 ・ 2024年10月16日（水）13:30~14:30
参加者 (市町村側)	※順不同 ・ 恩納村役場 商工観光課、税務課 ・ 北谷町役場 観光課、税務課 ・ 本部町 企画商工観光課、住民課 ・ 石垣市 観光課 ・ 宮古島市 観光課

2 回とも同様の
内容で意見交換
を行った。

5. 関連機関との調整

<沖縄県副知事と5市町村組長の意見交換>

<意見交換会の概要>

日 時 | 令和6年5月15日(水) 14:00~15:30

場 所 | 自治研修所 5階501研修室

参加者 | 池田副知事(沖縄県)、総務部長、文化観光スポーツ部長、観光政策統括官、観光政策課長
長浜村長(恩納村)、渡久地町長(北谷町)、平良町長(本部町) 座喜味市長(宮古島市)
中山市長(石垣市)

<簡易メモ>

1. 宿泊税の使途について

- 持続可能な観光、未来に向けた取り組みをお互いで実施すべきである。(市町村側)
- ゴミ、水道、下水道、し尿処理など市長村が取り組むべき課題も山積みであることをご理解頂きたい。(市町村側)
- 目的税の使途として適切か否か事例研究を行う。(県)
- 民間事業者の意見を反映すべきである。これが民間の投資機会になり得るように、宿泊税だけでは不足するため、民間とタッグを組むべきである。(市町村側)
- 各市町村等の民間団体への個別ヒアリングも検討する。ただ、目的税であるためその前提をお互いで共有することが必要である。(県)
- ハワイの発端は、マリンセーフティの観点であった。沖縄も同様の課題がある。また、津波警報は外国人が把握できていない状況にあるため、そのような安心安全な観光の環境づくりも必要だと認識している。(県)

2. 宿泊税の税率と課税免除について

- 世界水準の観光地として取り組み、将来的に後悔のない制度にしていくべき。需要は豊富にあるため、定率が良いのではないかと。(市町村側)
- 観光目的税であるため、財政需要があることが基本にある。また、受益と負担のバランスをとる必要がある。(県)
- 宿泊事業者の徴収負担が少ない仕組みにする必要がある。アンケート調査も踏まえて継続審議する。(県)
- 一棟貸しの場合は、逆に定額の方が負担増となる。そのため定率を希望する。(市町村側)
- 上限がない定率は、ニセコ町の例から課題があると認識する。(高価格の宿泊施設への税金分の応益は返せない)
- 旅館や中小施設、民泊などが定率制度に対応できるか否かも確認となる。(県)
- 宿泊料金はシーズン等により料金が上下するため、その管理の方が煩雑であるという意見がある。また、制度上上限を設けないことが難しいのであれば、一定の上限額を設定することも方法として考えられるのではないかと。(市町村側)
- ※数十円変わると税額が変動するなど、逆に公平性がないのではないかと。
- ニセコ町の事例もあると思うが、質を上げていこうという中で、上限は設定すべきではないと認識している。上限を設けてしまうと質の向上への投資(人材確保、賃金アップ)等も含め、自ら上限を設定することになる。(市町村側)
- ニセコの事例をもとに上限設定の案を提示したが、基本的には上限なしの定率を推奨している。
- 目的税は受益と負担のバランスが必要、普通税だと上限なしで良いと思うが、目的税だと受益分をバックしなければならないため、例えば1万円を収めている人と20万円を収めている人への受益のバランスを考慮すると、定率制で上限なしという制度は、説明責任も含め率直に難しいと判断している。(県)
- アンケート等を実施するとのことだが、混乱を招かないような、スケジュールに影響がないようなアンケートにしていきたい。
- 導入前提でアンケートを徴収する予定である。民間にもヒアリングした上で項目決定し、情報を提供する。(県)

3. 宿泊税の運用体制について

- 那覇市、名護市との情報共有、連携も必要ではないかと。(市町村側)
- 導入市町村以外の自治体とも今後調整する必要があると認識している。(県)
- 那覇市含め中核的な市町村との話し合いは県としても必要ではないかと。(市町村側)
- 令和6年1月に実施したアンケートでは、5市町村以外の導入予定はないと確認している。(県)
- DMOをしっかりと機能させることが重要だと考える。OCVBには期待しているため、これを機会にDMOとして機能を発揮いただき、発信できるよう取り組んでほしい。(市町村側)
- 全国的にDMOが機能していないと報道される中で、沖縄の広域DMOがそうならないようしっかりと取り組む必要がある。(県)

4. 県と市町村の税率の配分について

- 基礎自治体はそれぞれ多くの行政需要がある。本音は10割取りたい中、75%としている。積極的に取り組む自治体とそうでない自治体との違い・区分は必要であると認識している。(市町村側)
- 主張は理解できるため、まずは事務レベルで議論を進めたい。導入検討している自治体とそうでない自治体が横並びというのはバランスが悪いということは理解できる。(県)

5. 今後のスケジュールについて

- 令和8年度の導入は目安となる。また、業界団体との意見交換は重要と考えており、スピード感を持ちながら丁寧に進める必要がある。文化観光スポーツ部、総務部が副知事のもとで進める形としているのが大きい変革となっている。それに伴い人も充当している。(県)
- 周知期間はどのように考えているのか。議会上程がずれ込むと施行期日はどうなるのか。(市町村側)
- 法律上は定められていないが、新たな税ということで目安として設定している。(県)

5. 関連機関との調整

<沖縄県の動向を鑑みた想定スケジュールについて>

導入時期は令和8年9月または10月が想定される

沖縄県の議会上程が遅れたことで、令和8年4月に予定していた導入が同年9月または10月になる可能性がある。それに伴い、恩納村の導入も同時期となる可能性が出てきた。（必要に応じて6月に臨時議会を立てる可能性も検討）

		2024年度		2025年度												2026年度						
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
沖縄県	当初	議会上程 条例可決	総務大臣協議/同意 (約3か月)	周知・広報												徴収開始						
	現行	議会上程 見送り	離島県民の課税免除 に関する件調・調整	議会上程	総務大臣協議/同意 (約3か月)								周知・広報								徴収開始	
恩納村		沖縄県との調整		議会上程	総務大臣協議/同意 (約3か月)								周知・広報								徴収開始	

5. 関連機関との調整

＜5市町村との意見交換＞
5市町村での意見交換は計3回開催した。

①第1回連絡会

項目	内容
開催日時	・ 2024年9月4日
参加自治体	・ 恩納村役場、北谷町役場、本部町役場、石垣市、宮古島市
開催内容	1. 沖縄県の動向報告に関する共有 （1）沖縄県の現時点の制度設計案に対する論点整理 （2）スケジュール案の認識合わせ （3）沖縄県副知事と5市町村の組長との意見交換内容の共有 2. 先進地視察の報告

②第2回連絡会

項目	内容
開催日時	・ 2024年10月16日
参加自治体	・ 恩納村役場、北谷町役場、本部町役場、石垣市、宮古島市
開催内容	1. 5市町村の税制度に関する認識合わせ （1）沖縄県の現時点の制度設計案に対する論点整理 － 税配分について － 税率および上限設定について － 県民の課税免除について － 定率制による徴収スキームの検討について 2. オンサイトによる連絡会の開催について

③第3回連絡会

項目	内容
開催日時	・ 2024年11月13日
参加自治体	・ 恩納村役場、北谷町役場、本部町役場、石垣市、宮古島市
開催内容	1. 沖縄県の制度方針 （1）税率設定 （2）税額の上限額 （3）県と市町村との税配分 2. 5市町村の認識整理 （3）スケジュールについて

